

令和3年度第1回

千代田区国民健康保険運営協議会

[令和4年2月2日]

令和3年度第1回 千代田区国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和4年2月2日（水）午後2時～午後2時30分
- 2 場 所 千代田区役所 8階 第1・2委員会室
- 3 出席委員（19名）
 - (1) 被保険者を代表する委員（6名）
渡邊 るみ、吉澤 文子、松井 和代、森田 扶美子、及川 眞澄、村田 和美
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5名）
遠藤 素夫、野口 博、西田 香、依田 和久、松村 善一
 - (3) 公益を代表する委員（6名）
井田 洋二、西秋 美岐子、堀田 健二、櫻井 俱代、角谷 幸子、鎌倉 勤
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員（2名）
南 彰、田中 健一
- 4 欠席委員（1名）
高野 学美
- 5 保険者側出席者
樋口区長、歌川保健福祉部長、
櫻片保険年金課長、近藤国民健康保険係長
- 6 保険者側欠席者
原田地域保健担当部長（千代田保健所長）健康推進課長（兼務）

午後 2 時開会

○櫻片保険年金課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 3 年度第 1 回千代田区国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

議長が決まるまでの間、暫時、私が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、公私ともども、また、こういう大変な中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。まず次第があります。その後ろに委員の名簿、事務局名簿、それから参考として各種法令等のものが 2 枚ついております。それから座席表がありますので、ご参考に見てください。それから資料としまして、資料の 1 から資料の 4 まで、A 4 のものが 1 枚と A 3 のものが 3 枚ついております。それから参考としまして、令和 3 年度の国保のてびき、これが配付してありますので、確認してください。もし不足等があれば、事務局まで申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、初めに、本日の協議会の成立についてご報告させていただきます。

国民健康保険運営協議会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員定数 20 名に対し 2 分の 1 以上の出席と、国民健康保険条例第 2 条各号に規定する委員の 1 名以上の出席が運営協議会開催の条件とされております。

本日ご出席いただいております委員の方は 19 名でございます。また、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者の代表の 4 区分、区分ごとに 1 名以上の出席が確認されておりますので、本日の運営協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、本日、千代田区医師会の高野委員からは、前もって欠席のご連絡をいただいております。

また、本日は、昨年 8 月に新たな協議会が発足して第 1 回目の協議会でございます。恐縮でございますけれども、皆様のお手元に委嘱状を配付しておりますので、どうぞご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本来ならば、委員の皆様からご挨拶をいただくところでございますけれども、コロナ禍における会議ですので、今回は私のほうから名簿順にお名前をご紹介します。また、参考に、席図がありますので、ごらんになって確認をお願いいたします。

まず、被保険者を代表する委員の方でございます。渡邊委員、それから吉澤委員、松井委員、森田委員、及川委員、村田委員。

次に、保険医又は保険薬剤師を代表する委員としまして、高野委員は本日欠席でございます。遠藤委員、野口委員、西田委員、依田委員、松村委員。

次は、公益を代表する委員としまして、井田委員、西秋委員、堀田委員、櫻井委員、角谷委員、鎌倉委員。

南委員、田中委員。

以上でございます。

それでは、続きまして、本日の会議に当たりましてのお願いでございますけれども、事務局の

ほうのご紹介を簡単にさせていただきます。本日は、歌川保健福祉部長、それから原田地域保健担当部長（保健所長）につきましては、コロナ禍の状況でございまして、保健所業務が多忙でございまして、本日は欠席となっております。

次に、本日の会議に当たってのお願いでございます。委員の皆様がご発言の際には、お手数でございすけれども、席上のマイクのスイッチを押していただき、赤いランプが点灯したことを確認の上、ご発言をお願いいたします。また、終わりましたら、もう一度スイッチを押して、お切りいただきますようお願いいたします。

それでは、次第の3番目に入ります。会長の選出をさせていただきたいと思っております。

この選出方法は、運営協議会規則の規定によりまして、名簿上の公益を代表する6名の委員の中から選出することになっております。また、会長の職は、この協議会の議長として本日の議事進行をお願いすることになります。

それでは、お諮りいたします。会長につきましては、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

○鎌倉委員 はい。

○櫻片保険年金課長 鎌倉委員。

○鎌倉委員 大変僭越ではございますが、私のほうから推薦をさせていただきたいと存じます。

今お話しのように、会長さんは公益委員の中からということでございます。公益委員の皆さんはそれぞれ見識豊かでありますが、その中でも、会長は1人ということでございまして、万世橋地区町会連合会の会長でいろいろな経験も豊かでございます井田委員に会長をお願いしたいというふうに思いますが、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○櫻片保険年金課長 ただいま鎌倉委員から、会長には連合町会長協議会会長であります井田委員のご推薦をいただきましたけれども、よろしいでしょうか。

〔拍手〕

○櫻片保険年金課長 ありがとうございます。

それでは、井田委員に会長の職をお願いしたいと思います。

それでは、井田会長から就任の挨拶をいただきます。また、これ以後の協議会の進行につきましては、議長として井田会長のほうにお願いいたします。お願いします。

○井田会長 ただいまご指名をいただきました万世橋地区の協議会の会長をしております井田と申します。よろしくをお願いいたします。

こんなコロナ禍でございまして。そして皆様も、コロナを抜けてここまでご出席いただいたというのはなかなか大変なものだと思います。千代田区におきましても、第3回のコロナのワクチンが既に進んでいるようでございまして。私もこの間、やっと終了することができました。ありがとうございました。

国民健康保険事業の発展に寄与したいと思いますし、これからも円滑に会を進めたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

〔拍 手〕

○井田会長 それでは、会長職務代理者を選任させていただくということがございますので、今度は私のほうから推薦させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔拍 手〕

○井田会長 それでは、先ほど私を推薦していただきました千代田区社会福祉協議会の鎌倉委員にお願いしたいと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○井田会長 では、鎌倉委員、一言お願いいたします。

○鎌倉会長職務代理者 社会福祉協議会の監事をやっております鎌倉と申します。職務代理者としての出番がないように、井田会長さんにはよろしくお願いを申し上げたいと存じますし、委員の一人として頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

〔拍 手〕

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、樋口区長より一言ご挨拶をいただきまして、本協議会に対しての諮問がございますので、それを受け取りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○樋口区長 本年度第1回の国民健康保険運営協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

このたび新たに就任されました井田会長をはじめ委員の皆様方には、日ごろ、本区の国保行政のみならず、区政の各般にわたり格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。本日は、国民健康保険にかかわる諸課題につきまして、いろいろな角度からご議論を賜ることをお願い申し上げます。

さて、今回の運営協議会は、国民健康保険事業の安定的運営を行うため、保険料率の改正等について諮問するものでございます。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる大きな制度改革がございました。保険料算定方式が大きく変更されております。千代田区としましては、平成30年度から23区の統一保険料ではなく、東京都から示された標準保険料率を参考に独自の保険料率を採用しております。来年度も法定外繰入金を投入することで区の保険料率の増加を抑制することといたしました。この件につきましては、後ほど事務局より詳しくご説明いたします。

今後とも区民の皆様方の健康保持、また、国民健康保険事業の安定的運営のため努力する所存でございます。

委員の皆様からの活発なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○井田会長 ありがとうございます。

〔諮問文手渡し〕

○井田会長 区長から諮問をいただきました。その写しを委員の皆様にもお配りいただけますか。

お願いいたします。

〔諮問文写し配付〕

○井田会長 行き渡りましたでしょうか。この写しをごらんいただきまして、審議に入りたいと思います。

区長は、まだまだお忙しいというようなことを聞いておりますが、所用のため退席するということですが、そういうことでよろしゅうございますか。

○樋口区長 途中で申しわけありません。どうぞよろしくお願いいたします。

〔区長退席〕

○井田会長 ご苦労さまでした。よろしくお願いいたします。

次に、議事録の署名委員をご指名させていただきます。

その前に、第3条の規定では、附属機関等の会議は原則公開となっておりますという話があります。

○櫻片保険年金課長 まず、議事録署名委員のご推薦を会長のほうから先にお願ひできますでしょうか。

○井田会長 わかりました。

では、議事録の署名を、お二方をお願いしたいと思います。被保険者を代表する委員の中で及川様、よろしくお願ひしたいと思います。そしてもう1人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員の方の中で野口様、よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほどの公開の件でよろしいでしょうか。第3条の規定では、附属機関等の会議は原則公開となっております。ただし、会議の公開・非公開の決定は、当該附属機関等がその会議において決定すると第4条に規定しております。

次に、会議録の公開ですが、運営協議会規則第8条によりまして、区ホームページまたは区政情報コーナーもしくは所管課等の窓口での閲覧により行うことができるということになっております。

なお、事務局としては、全て公開での対応で結構でございますということでございますので、皆様はいかがでございますでしょうか。異議の有無をお伺ひしたいと存じます。よろしいでしょうか。公開をさせていただくということでよろしゅうございますか。

〔拍手〕

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、議事の進め方ですが、千代田区国民健康保険条例の一部改正について、諮問のとおり、その内容について、まず事務局から説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○櫻片保険年金課長 それでは、千代田区国民健康保険条例の一部改正につきまして、資料1から資料3、先ほど説明しましたけれども、その3つの資料に基づきまして、諮問内容につきましてご説明を申し上げます。

本日の諮問事項は、保険料率の改正を中心とした条例改正でございます。

まず、資料1の千代田区国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

今回は内容が3点ございます。1点目は令和4年度の国民健康保険料率の改定、2点目が未就学児の均等割保険料の軽減措置の規定を新設するものでございます。3点目としまして結核医療給付金の受給対象者の年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げるものでございます。

それでは初めに、今回の諮問事項の中心となります令和4年度の保険料についてでございます。

国民健康保険料につきましては、23区では基本的に統一した保険料率を採用しておりますけれども、本区では今年度同様、令和4年度につきましても独自に保険料を算定することといたしました。

その理由でございますけれども、今後、医療費の上昇に伴い、国民健康保険料も上昇することが予想されております。こうした状況におきましても、本区がこれまで基本方針としてきた保険料上昇による加入者の負担を可能な限り抑制することを堅持していくためでございます。そのため、一定程度の一般財源を投入することで保険料総額全体の圧縮を図っております。

こうした考え方のもと、本区独自の算定をいたしました。

まず、資料1でございますけれども、左側の表が現行の令和3年度の保険料率、右側の表が改正する令和4年度の保険料率でございます。

一番上の黒丸印、こちらが加入者の医療費を賄う医療費分と後期高齢者の医療費負担額を現役世代が支援する支援金分の保険料となっております。これらは年齢に関係なく、加入者全ての方にご負担いただく分となっております。

表を見ますと、所得割率につきましては、医療分が0.05ポイントの増、7.25から7.30、支援金分が0.06ポイントの減、2.04から1.98で、合計しますと0.01ポイントの減となっております。

また、均等割額につきましては、医療分が500円の増、3万7,300円から3万7,800円、支援金分が500円の増、1万1,000円から1万1,500円で、合計で1,000円の増となっております。

次に、表の一番下側の賦課限度額でございますけれども、国の政令改正によりまして、医療分の賦課限度額が現行の63万円から65万円に、支援金分の賦課限度額が19万円から20万円にそれぞれ引き上げられます。その結果、基礎分と支援金分の合計の賦課限度額につきましては82万円から85万円へと引き上げになります。

続きまして、その下の黒丸印の介護納付金分です。これは、40歳から64歳の方だけにかかる介護保険料負担部分でございます。

所得割率につきましては0.01ポイント、1.21から1.22の増、均等割額につきましては1,900円、1万4,200円から1万6,100円の増となっております。また、これらの介護分の賦課限度額は、現行と同じで17万円据え置きとなっております。

その結果、所得割率は、医療分7.30%、支援金分1.98%、介護分1.22%で、合計で10.5%となります。

また、均等割額につきましては、医療分が3万7,800円、支援金分が1万1,500円、介護分が1万6,100円で、合計で6万5,400円となりまして、保険料の急激な上昇というも

のを抑制したことになります。

なお、国民健康保険料の算定に当たりましては、各自治体が定める保険料の参考となる数値を東京都が標準保険料率として示すこととされておりまして、これが資料2、次のA3の大きな資料ですけれども、こちらにその仕組みを記載しております。

これにより示された本区の保険料率は、資料2の右の表のとおり、所得割率が基礎分で6.97%、支援金分で2.00%、介護分で1.22%、合計で11.04%。本区独自の保険料率は10.5%となっておりますので、この標準保険料率よりも低額なもので算定しております。

また、均等割額ですけれども、こちらは4万1,051円、支援金分が1万1,442円、介護分が1万5,060円で、合計で6万7,553円。先ほどの千代田区の独自保険料ですと6万5,400円なので、こちらも標準保険料率を下回った形で算定しております。

また、次の資料3でございますけれども、今、独自保険料率の算定についてご説明しましたけれども、その仕組みをお示ししておりますので、後ほど参考にお目通しください。

続きまして、戻りまして資料1番の裏面になります。こちらが諮問項目の2つ目で、未就学児の均等割額の保険料の軽減措置の規定でございます。

こちらは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、未就学児の保険料の均等割部分を2分の1減額いたします。

なお、こちらの表にありますように、現行の所得の低い方の7割、5割、2割の軽減の方につきましては、軽減した後に、さらに2分の1を減額するという形になりますので、表のとおりご確認ください。

最後に、結核医療給付金の受給対象ですけれども、こちらは民法の一部を改正する法律の公布等に伴いまして、その規定に基づきまして、結核医療給付金の受給対象者につきまして、成人年齢である20歳以上という規定から18歳以上に引き下げる規定の改正でございます。

説明は以上でございます。

○井田会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見またはご質問がございましたらば、挙手をしてご発言ください。よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

○井田会長 質問、意見がないようでしたらば、これまでの諮問の審議を踏まえまして、答申の取りまとめに入りたいと存じます。

区長から諮問されました千代田区国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、これまでの検討等を踏まえまして、国保事業の円滑な運営の観点から、改正に賛成したいと思います。

したがいまして、千代田区国民健康保険条例の一部改正については、異議のないものとして答申をまとめさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔拍手〕

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、答申文案については、私と、それから会長代理の鎌倉様の2人でまとめさせていた

できます。それで皆様、ご了解いただけますでしょうか。

〔拍 手〕

○井田会長 では、そのようにさせていただきます。

できましたらば、後日、その答申文を皆様にお配りいたします。それで再度検討してください。
以上でございます。

続いて、事務局からは何かございますでしょうか。

○櫻片保険年金課長 その他として、特定健診・特定保健指導の実績につきまして、資料4のとおりです。参考に配付させていただきましたので、後ほどごらんください。

事務局からは以上でございます。

○井田会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○井田会長 ないようですと、これもちまして本日の議事を終了させていただくこととなります。

最後に、会議録ができ上がりましたならば、本日署名委員をお願いいたしました方々に事務局が署名の依頼をさせていただきますので、その点はよろしくをお願いいたします。

それでは、閉会とする前に、事務局より事務連絡があればお願いいたします。

○歌川保健福祉部長 本日はご多用の中、また、コロナの感染で非常に外出も難しいとかいろいろ気になされる中でお集まりいただきまして、来年度の国民健康保険の改正についてご審議を賜りましてまことにありがとうございました。皆様のご協力、この場をおかりして御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、以上もちまして令和3年度第1回千代田区国民健康保険運営協議会の全日程を終了いたしました。

本日はお忙しいところお集まりいただき、ご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

午後2時30分閉会

上記のとおり、議事の顛末を記し、正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年2月2日

千代田区国民健康保険運営協議会

議 長 井田 洋二 ㊟

署名委員 及川 眞澄 ㊟

署名委員 野口 博 ㊟